

退職者の会 「パークゴルフ大会」へのお誘い

春うららかな季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

日頃の運動不足(?)解消と仲間との交流を深めつつ、

青空のもと楽しい時間を過ごしてみませんか!



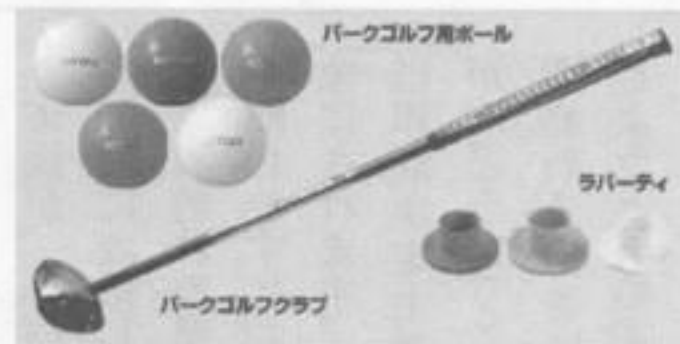
<開催日時&場所>

- (1) 日時 2014年3月27日(木)
*10:30集合 *11:00競技開始
- (2) 場所 糸満観光農園パークゴルフ場(平和祈念公園近く)
電話番号:098-852-4495
- (3) 参加費用(当日会場で徴収) 参加者一人当たり500円とし、
プレー代・昼食代に充当します。
- (4) チャーターバスの手配
 - ① チャーターバスを1台準備します。(送迎対応)
 - ② 運行経路:NTT城間ビル(9:00発)~県庁前の県民広場前(9:30発)
 - ③ 利用希望者は申し込み時に意思表示をお願いします。
*城間ビル駐車場は平日のため利用できません。
- (5) 服装等の注意
 - ① 運動のできる服装ならびに靴で参加願います、
 - ② スパイク・革靴・ハイヒール・雨靴などではプレーできません。



<申し込み方法>

- (1) 単独参加もOKですが、可能な限り4名一組で申し込み願います。
 - ① 氏名と生年月日(順位確定のため必要です)
 - ② バス利用の有無と乗車地(城間ビル:9:00発 県庁前:9:30発)
 - ③ 単独参加申し込みの場合は、事務局でプレーの組み合わせを行ないます。
- (2) 申し込み期間と申し込み先
 - ① 「3月7日(金)~3月20日(木)まで」とします。
 - ② 申し込み先を退職者の会事務局とします。 電話:098-870-7101 ファックス:098-875-7450
 - ③ 受付時間:月・水・金の午前10時~午後3時(当番配置の関係がありまでするのでご理解ご協力願います。)



2014年2月吉日

NTT労組退職者の会 実行委員長 瀬良垣 武安

支部協だより

第118号

発行所
NTT労組退職者の会
沖縄県支部協議会
沖縄県浦添市城間4-35-2
TEL.098-870-7101
FAX.098-875-7450
責任者
瀬良垣 武安

今年一月十九日の市長選挙に向け、NTT退職者の会北部地区協議会は昨年の十二月七日の幹事会で、稲嶺ススム氏の当選に向けての幹事会取組について話し合いが三回にわたりました。県組労委員長の砂川さんも参加していただきアドバイスを受け、集票にその日から取り組みました。

幹事の皆が退職者をはじめ友人、知人を中心に集票した結果、票数は四百十四票が集まり勝利に貢献した事と思います。北部幹事会の皆様、本当にご苦勞様でした。また中央から瀬良垣会長、長嶺事務局長もピラ配り本当にありがとうございました。

我々退職者の勝利でもあり、今後市長稲嶺ススムを支え「海にも陸にも」基地を作らさない、全国に向けアピールしていきたいと思っております。



11回 NTT労組退職者の会
北部地区協議会総会及び忘年会

北部地区協
稲嶺ススム勝利の
取り組みについて
北部支部 比嘉弘一

電通共済生協・ 遺族組合員の 運用開始に ついて

NTT労組退職者の会では、会員の方が亡くなられますと、従来、電通生協の交通災害共済や火災共済等は契約解除となるものとして取り扱われてきました。

しかし、今回2013年12月1日から運用される「遺族組合員の制度」が出来ました。

退職者の会員ご本人のご不幸により、建物の火災共済・自然災害共済・交通災害共済等の継続利用について残されたご遺族が「希望される」時は、可能となりました。

遺族組合員の定義(範囲)や利用できる共済の種類、加入手続き等については、下記表の「遺族組合員の運用開始について」をご覧ください。ご家族でのお話の中で共有知識となされることをお願いします。

遺族組合員の運用開始について

目的等	組合員ニーズや「組合員・家族の生涯をサポートする」観点から、組合員本人が死亡した後、遺族が引き続き共済を利用できるようにすることで生活不安解消の一助とする。なお、継続利用に関わる遺族組合員の加入等は退職組合員に準じる。	
遺族組合員	組合員本人(現職組合員または退職組合員)が死亡した場合、配偶者が共済契約者となり遺族組合員として共済の継続利用ができる。	退職組合員資格・共済加入10年(9年と1日以上)を満たす組合員の配偶者
利用できる共済等	生命共済、交通災害共済、火災共済、自然災害共済、自動車総合補償共済、自賠責共済、医療・傷害	生命共済の上限 <本人 10口> <配偶者 5口>
加入および手続き等	組合員が死亡脱退時に所属した生協支部(支部協)から、電通共済生協への申請(別紙)による。	理事会で承認
出資金等	出資金(2口100円)、遺族組合員新規加入申込書	組合員死亡時から1年以内に手続き(1件でも継続していないとだめ)
遺族組合員の利用期間	遺族組合員が生協脱退、除名または死亡脱退するまでの間	遺族組合員(配偶者)は一代限り
運用開始	2013年12月1日以降に死亡脱退した組合員の配偶者に対し、遺族組合員資格を付与。	共済期間は12月1日を始期としており、次期更新までに申請手続きを
加入促進キャンペーン等	各共済の掛金支払および加入促進キャンペーンの取り組みは、退職組合員に準じる。	

新役員のご紹介について

玉寄初子さん(宜野湾市在:098-898-990)が3月から幹事として活躍することが幹事会で決まりました。ご活躍を期待して、皆様にご報告します。

特定秘密法案と労働運動組織

特定秘密法案は、その

対象を①防衛②外交③スパイ活動防止④テロ活動防止の4分野としています。この4分野の項目すべての文章の中に、「その他の重要な情報」という文言が記載されています。すなわち、取り締まる側が、「重要な情報」と判断したら、「その情報」を取得した市民を一方的に「警察署」に犯罪者として拘束し、処罰することができるといことです。

市民が、その情報を、意図的に取得したのか、無意識的に取得したのかを問わずに「処罰」の対象にされます。近代刑法は罪刑法定主義で、「何が、どういうことが法に問われるかを」、明確にしようと努めています。ところが、あの方の話

は法に問われるかもしれないとか、あの方の調べていることは学問的課題であれ法に問われるかもしれないと疑心暗鬼になれば、私たちの社会は「鶴の目鷹の目」が張りめぐらされた隣近所を信頼しない「密告社会」となることが予想されます。

怖い社会・暗い社会が予想されます。近い将来このように書く事も「社会の安寧を乱した」と処罰の対象になるでしょう。

特に、注意したいのは、60年間も明らかにしない文書というのは、この文書を作り、秘密指定した官僚や大臣は「この文書の基づく

行政執行やその結果」に一切の責任を負わないで済ませることができるということ。国民に大きな被害を与えた行政結果であっても、60年後に「その官僚」の責任を追求することは、実質的に不可能です。無責任な行政命令が横行するでしょう。「被害直後」であっても責任追及逃れのために厳秘指定されれば、検証と「検証に基づき再発防止策」も困難になります。

このような暗然たる社会の到来が予想される法案にも関わらずに「反対」のため「大集会」や「抗議デモ」が実行しようとする「労働運動団体」に大きな疑問と不満を禁じ得ません。支持政党が「この法案に反対」ではなく「対案修正」で国会論議を進めているから「反対の行動」ができないのですかね。全く理解できません。(事務局長・長嶺律雄)



「会員の訃報について」

謹んでご報告し、故人のご冥福をお祈りします。

下地賢一(2014.2.25)

満80歳、豊見城市在